

全火協引報

第537号 令和2年1月

郵便番号 104-0032

発行元 公益社団法人

東京都中央区八丁堀4丁目13番5号

全国火薬類保安協会

電話 03(3553)8762

発行責任者 川崎 勝樹

www.zenkakyo-ex.or.jp

年頭所感

経済産業省 産業保安グループ
鉦山・火薬類監理官 大橋 良輔

令和2年の年頭にあたり、謹んでお慶び申し上げます。公益社団法人全国火薬類保安協会の関係者の皆様におかれましては、日頃より火薬類の保安の確保に努められるとともに、火薬類の保安行政に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、9月の台風第15号、10月の台風第19号といった自然災害が相次ぎ、各地に甚大な爪痕を残した年となりました。こうした自然災害は近年、激甚化の傾向にあり、今後は南海トラフ地震や首都直下地震等の発生、さらには、危険物取扱施設を対象とするテロ等のリスクの拡大も懸念される所です。当省としましては、こうした自然災害の脅威を踏まえたレジリエンスに関する検証をはじめ、国土強靱化に向けた不断の努力を続けるとともに、火薬類の保安分野につきましては、自然災害等に迅速に対応するため、事業者に対する注意喚起、緊急時の情報共有体制の整備等について、引き続き取り組んでまいります。

一方で、時代の変化や社会的要請を踏まえた火薬類取締法の見直しと、適切な運用を通じた保安水準の一層向上、さらには社会全体の安心・安全な発展に貢献できるよう全力で取り組んでまいります。まず、平成27年度より皆様にご協力をいただきながら議論を重ねてまいりました「性能規定化」を中心とした火薬類取締法の技術基準等の見直しに関し、今年中に、法制化を中心とした体制整備を進めてまいります。これまで、火薬類を取り扱う事業者は技術基準の詳細な仕様を遵守することを求められていましたが、見直しにより、事業者が性能規定を満たす措置を選択することが可能になります。今後も、皆様の火薬類の安全に対する姿勢や創意工夫を阻害せず、新技術・新市場の普及・拡大に対応した合理的な規制の実現を図るため、適切に対応してまいります。

次に、本年には、東京において、オリンピック、パラリンピックが開催されます。同大会においては、実包、すなわち火薬類を取り扱う射撃競技が予定されており、この競技が円滑に開催されるよう、関係機関と連携するとともに、火薬類の適切な取扱に関する法令上の対応や、安全確保に向けた取組を進めてまいります。

火薬類の事故状況については、昨年発生した火薬類の事故件数は60件弱と前年に比べ減少しています。昨年は死亡者が発生するような大きな事故はありませんでしたが、報道等で取り上げられたことで社会的影響・関心が大きいとされた事故が目立つ結果となっています。

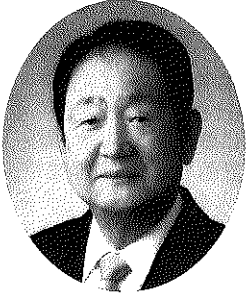
火薬類は、私たちが生活や事業を営む上で重要な役割を担うものであると同時に、ひとたび取扱いを誤れば、人的にも、物的にも、そして社会的にも甚大な被害をもたらす事故に繋がるものとなります。こうした事故が発生しないよう、当省としましては、引き続き、事故情報の収集と分析を行い、その結果を関係者の皆様提供させていただくとともに、必要な法令等の整備・運用等を通じて、火薬類による事故の削減に向けた取組を積極的に進めてまいります。火薬類の取扱いに関わる皆様方におかれましても、火薬類の保安水準がより一層向上するよう、法令遵守と自主保安の推進に努められますことをお願いする次第であります。

貴協会におかれましては、これまで事故の減少に大きく寄与されておりますが、今後もこうした活動を着実に進められ、火薬類の保安に貢献していただくよう、あらためてお願い申し上げます。

最後に、関係者の皆様の益々の御安全と御発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

公益社団法人 全国火薬類保安協会
会長 鶴田 欣也



令和となって初めての年を迎え、謹んで新春のご挨拶申し上げます。

皇位継承が厳粛に行われ、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック開催の年が始まりました。

皆様におかれましては、平素より公益社団法人 全国火薬類保安協会の事業、活動に対し、多大なるご理解、ご協力、ご支援を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年の火薬類による事故は、58件発生し、消費中55件（産業火薬4件、煙火37件、がん具煙火14件）、その他3件（煙火3件）発生し、罹災者数は23人（死亡0人、重傷2人（産業火薬、煙火各1人）、軽傷21人（産業火薬1人、煙火12人、がん具煙火8人））となっております。死亡事故は3年ぶりにゼロであり、産業火薬、煙火、がん具煙火すべてにおいて製造中の事故が無かったことは、火薬類取締法による事故報告制度発足以来初めてのこととなります。

昨年は1月1日に台風1号（パブーク）が統計開始以来初めて発生し、その後の相次ぐ大型台風による災害に見舞われました。台風15号（ファクサイ）は風速45m/sの勢力を保ったまま三浦半島、東京湾、千葉県を通過し、洪水や浸水の被害だけでなく、高圧線鉄塔の倒壊等から長期に亘る広範囲な停電被害が発生しました。沖永良部台風以来42年ぶりに日本名が命名されることとなった台風19号（ハギビス）は、75時間に亘り猛烈な勢力を保ったまま伊豆半島から首都圏、東北を駆け抜け、多摩川、千曲川などの堤防が決壊し、大規模、深刻な水害をもたらしました。火薬類は他の産業インフラと比べ、事故という観点では自然災害には強いと思われませんが、火薬類そのものの事故ではないものの、火薬庫の水漏れ、土堤の損壊、火薬庫外への土砂流入や事務所の水没などの被害は発生しています。東日本大震災から10年目の今年、毎年のように続くこれらの自然災害は、これまでの爆発に対する保安対策に加え、自然災害を想定した火薬類の管理、帳簿や保安手帳の管理を行うことの必要性を問いかけています。

最近の火薬類を取り巻く環境ですが、経済産業省におかれましては、火薬類取締法の技術基準が産業実態の変化や技術の進歩など、時代の変化に対応した適時の見直しが行え、かつ、事業者の創意工夫が生かされるように、技術基準の性能規定化（スマート化）に取り組んでおられます。

火薬類取締法の性能規定化は、火薬類を扱う者として是非に歓迎すべきことと思っておりますが、一方で自主保安活動の推進が社会的責務としてより一層求められます。

全火協といたしましては、性能規定化後の対応として産業構造審議会における議論を踏まえ、例示基準に規定されていない措置の適合性を評価する第三者機関としての機能を果たしていくべく準備を進めるとともに、社会的責務を再認識し、火薬類取締法の目的「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する」達成のため、自主保安活動を推進してまいります。

最後になりましたが、新しい年が皆様にとりまして、事故の無い良い年となりますことをお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

迎春 2020年

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-----|-----|----|
| 監 | 監 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 理 | 専務理事 | 副会長 | 副会長 | 会長 |
| 森 | 芳 | 萩 | 坂 | 下 | 西 | 磯 | 見 | 三 | 宮 | 藤 | 佐 | 宮 | 小 | 根 | 熊 | 川 | 坂 | 小 |
| 岡 | 村 | 原 | 井 | 田 | 村 | 谷 | 上 | 田 | 道 | 田 | 賀 | 本 | 倉 | 岸 | 谷 | 崎 | 田 | 川 |
| 憲 | 尚 | 達 | 敏 | 直 | 耕 | 尚 | 義 | 建 | 新 | 一 | 幸 | 和 | 勝 | 勝 | 貞 | 輝 | 欣 | 也 |
| 祐 | 之 | 也 | 彦 | 之 | 一 | 孝 | 攻 | 之 | 臣 | 八 | 守 | 弘 | 一 | 弘 | 弘 | 樹 | 二 | 繁 |

◆施錠よし！ 指差し呼称で 盗難防止

◆手を出す前に思い出せ 火薬の威力と危険性

● 令和元年度甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験の結果について

令和元年11月5日・6日の両日行われた甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験の合格者は12月20日に発表されました。

Table with 5 columns: 区分, 出願者(人), 受験者(人), 合格者(人), 合格率(%). Rows include 甲種製造保安, 乙種製造保安, and 計.

● 主要行事予定表

Table with 2 columns: 開催年月日, 会議等名称. Lists various meetings and seminars from March to December.

● 令和元年10月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量

一経済産業省生産動態統計月報一

Table with 4 columns: 火薬及び爆薬(単位:t), 生産, 出荷(販売), 在庫. Includes percentage change from the previous month.

● 全国火薬類保安協会からのお知らせ

(公社)全国火薬類保安協会では令和2年度の事業として次のセミナーおよび国家試験の実施を予定しております。

【火薬学セミナーの開催】

火薬類の製造・保安管理に携わる方の人材育成、行政・研究機関等の専門家育成のため、火薬学セミナーを開催致します。

豊富かつ体系的なカリキュラムと経験豊富な講師陣により、令和2年7月7日～10日に開催いたします。また、産業技術総合研究所の見学を行い、座学では伝えきれないことを学ぶことができます。

【国家試験の実施】

○甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、丙種火薬類製造保安責任者試験について

本試験は、火薬類の消費、貯蔵または煙火等の製造に関わる方々を対象として実施しております。近年は火薬類関係者とともに学生、警察・消防等公務員、自営業等受験者の範囲は広がっております。

本試験は令和2年9月6日(日)に全都道府県で実施いたします。

○甲種・乙種火薬類製造保安責任者

本試験は、火薬類の製造に関する保安責任者資格を得るための試験ですが、近年では火薬工場における技術者の全体のレベルアップも兼ねて本試験をご活用いただいている事業者もあります。

本試験は令和2年11月5日(木)～6日(金)に東京で実施いたします。

詳細につきましては、当協会のホームページ等でお知らせいたします。

【書籍販売】

当協会では下記の書籍を取り扱っております。

- 1. 過去問の解答と解説
2. 火薬類取締法令の要点
3. 煙火の製造と保安
4. 煙火の安全な取扱い
5. 建設用びょう打ち銃、同空包の安全な取扱い

以上、詳細につきましては、決定次第、弊協会のホームページまたは関係者へのご案内によりお知らせいたします。なお、ご質問等がございましたらお気軽に弊協会にお問い合わせください。

● 火薬類取締法に関する法令等の改正について

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(経済産業省令第55号)が令和元年12月23日に公布され、同日施行されました。省令改正にあたって経済産業省から出された意見公募(パブリックコメント)資料をもとに、その概要を以下に示します。

法令改正の概要

(1) 日本産業規格「火薬類の盗難防止設備の要求事項」の取り入れ

火薬類取締法における火薬庫または火薬庫外においてする貯蔵(以下、「庫外貯蔵所」という。)の技術上の基準は、火薬類取締法施行規則その他の規程により定められている。

従来、火薬庫および庫外貯蔵所の扉、錠及び自動警報装置等の詳細な基準は、盗難防止設備基準(昭和52年11月11日付け52立局第591号)により定められていたが、赤外線感知式センサ等を取り入れた日本産業規格K4832(2018)(火薬類の盗難防止設備の要求事項)が改正され、盗難防止の措置について対応できる幅が広がったことから、火薬類の貯蔵の技術基準について性能規定化されるとともに、当該日本産業規格を火薬類取締法の技術基準に取り入れる改正が行われた。

具体的な改正内容としては、

①庫外貯蔵所の技術上の基準における扉、錠、自動警報装置に係る箇所が性能規定化され、火薬類取締法施行規則関係例示基準(貯蔵)(以下、「貯蔵例示基準」という。)に日本産業規格が取り入れられた。(施行規則第16条、貯蔵例示基準関連)

②火薬庫の技術上の基準における扉、錠、天井裏等の金網、自動警報装置に係る箇所が性能規定化され、貯蔵例示基準に日本産業規格が取り入れられた。(施行規則第24条、第25条、第26条、貯蔵例示基準関連)なお、盗難防止設備基準(昭和52年11月11日付け52立局第591号)については、廃止された。

参考までに施行規則第16条および第24条を例にとり、今回の省令改正および例示基準を以下に示します。「例示基準」は経済産業省の内規として定められるもので、経済産業省のホームページに公開される見込みです。

Table comparing '改正前' (Before Amendment) and '改正後' (After Amendment) for Article 16 of the Rules. It details changes in storage standards for powder magazines, including the introduction of JIS standards for doors and locks.

| | |
|--|---|
| イ 設備の扉には、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。 | イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。 |
| ロ [略] | ロ [略] |
| ハ [略] | ハ [略] |
| ニ 設備には、自動警報装置（装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。）を設置すること。 | ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 |
| ホ 設備に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 | [削る] |
| ヘ [略] | ホ [略] |
| 4号の2 [略] | 4号の2 [略] |
| 5号 [略] | 5号 [略] |

[例示基準]

- 施行規則第16条第3号ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。
 1. 扉は、日本産業規格K 4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.2 外扉の基準に適合し、厚さ2mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
 2. 日本産業規格K 4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。
- 施行規則第16条第3号ホに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは、次の基準によるものとする。
 1. 施行規則第15条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)**【施行規則第16条第3号】**、施行規則第15条第1項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合**【施行規則第16条第3号の2】**については、次の基準によること。
 - イ 日本産業規格K 4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置(装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあつては、警鳴装置に限る。)を設置すること。
- 施行規則第16条第4号イに規定する設備の扉の盗難を防止するための措置とは次の基準によることとする。
 1. 設備の扉には、錠を使用すること。
- 施行規則第16条第4号ニに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは次の基準によることとする。
 1. 施行規則第15条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)**【施行規則第16条第4号】**、施行規則第15条第1項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合**【施行規則第16条第4号の2】**については、次の基準によること。
 - イ 設備の扉には、日本産業規格K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置(装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。)を設置すること。

| | |
|--|--|
| (規則第24条) 地上に設置する1級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。 1号～3号 [略] 4号 入口の扉は、2重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠(外扉にあつては、なんきん錠および錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。 5号～14号 [略] 15号 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に金網を張ること。 16号 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。 | (規則第24条) 地上に設置する1級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。 1号～3号 [略] 4号 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 5号～14号 [略] 15号 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。 16号 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。 |
|--|--|

[例示基準]

- 施行規則第24条第4号の火薬庫入口の扉の盗難を防止するための措置は、次の基準によるものとする。
 1. 地上式1級火薬庫**【施行規則第24条】**、[略]、地上式2級火薬庫**【施行規則第26条第1項】**、地上式3級火薬庫**【施行規則第27条第1項】**、実包火薬庫**【施行規則第27条の4】**については、次の基準によること。

- イ 内扉は、日本産業規格K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.1 内扉の基準に適合すること。
- ロ 外扉は次の基準によること。
 - (1) 厚さ3mm以上の鉄板とすること。(地上式2級火薬庫にあつては、厚さ2mm以上の鉄板とする。)
 - (2) 日本産業規格K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.2 外扉の基準に適合すること。
- ハ 内扉及び外扉にはそれぞれ錠を使用すること。
- ニ 外扉の錠は、日本産業規格K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合すること。
- 施行規則第24条第15号の火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難防止の措置は、次の基準によるものとする。
 1. 地上式1級火薬庫**【施行規則第24条】**、地上式2級火薬庫**【施行規則第26条第1項】**、地上式3級火薬庫**【施行規則第27条第1項】**については、次の基準によること。
 - イ 日本産業規格K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置すること。
- 施行規則第24条第16号に掲げる盗難を防止するための警鳴装置とは、次の基準によるものとする。
 1. 地上式1級火薬庫**【施行規則第24条】**、[略]、地上式2級火薬庫**【施行規則第26条第1項】**、[略]、地上式3級火薬庫**【施行規則第27条第1項】**、[略]、実包火薬庫**【施行規則第27条の4】**については、次の基準によること。
 - イ 日本産業規格K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。

(2) 火薬類の廃棄に関する技術上の基準の性能規定化

火薬類の廃棄の技術基準について性能規定化が行われた。具体的な改正内容としては、廃棄の技術上の基準について性能規定化され、火薬類取締法施行規則関係例示基準(廃棄)(以下「廃棄例示基準」という。)に例示基準として、これまで規則で定められていた仕様規定が取り入れられた。(施行規則第67条、廃棄例示基準関連)

今回の省令改正および例示基準を以下に示します。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (規則第67条) 火薬類の廃棄については、次の各号の規定を守らなければならない。 1号～9号 [略] 2 [略] | (規則第67条) 火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。 2 [略] |

[例示基準]

- 施行規則第67条第1項に規定する火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄の方法とは、次のいずれかの基準によること。
 1. 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発処理又は燃焼処理すること。
 2. 水又は溶媒に可溶性の成分を主とする火薬又は爆薬は、安全な溶液として分解処理すること。
 3. 凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は0.5kg以下を順次に爆発処理すること。
 4. 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘って入れ、又は水中に入れ、爆発処理すること。
 5. 導火線は、燃焼処理又は湿潤状態として分解処理すること。
 6. 導爆線及び制御発破用コードは爆発処理又は、少量ずつ燃焼処理すること。
 7. 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は4.に規定する方式により爆発処理し、導火管部は爆発処理又は燃焼処理すること。
 8. 実包又は空包は、燃焼炉(燃焼中に実包又は空包の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。
 9. 銃用雷管は、孔を掘って入れ、爆発処理又は、燃焼炉(燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。
 10. 4.から9.に掲げるもの以外の火工品は、4.から9.の基準に準じて処理すること。

● 景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。

－ 12月の月例経済報告 －

内閣府は20日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「12月の月例経済報告」を提出し、承認された。

(我が国経済の基調判断)

景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、機械投資に弱さもみられるが、緩やかな増加傾向にある。
- ・輸出は、弱含んでいる。
- ・生産は、一段と弱含んでいる。
- ・企業収益は、高い水準にあるものの、製造業を中心に弱含んでいる。企業の業況判断は、製造業を中心に引き続き慎重さが増している。
- ・雇用情勢は、改善している。
- ・消費者物価は、このところ上昇テンポが鈍化している。

先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指す。さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現する。また、消費税率引上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、臨時・特別の措置を含む令和元年度予算を着実に執行する。

さらに、相次ぐ自然災害からの復旧・復興の取組を加速しつつ、海外発の下方リスクを確実に乗り越え、民需主導の持続的な経済成長を実現していくため、12月5日に閣議決定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行する。政府は、それを具体化するため、令和元年度補正予算（概算）（12月13日閣議決定）を編成し、「令和2年度予算編成の基本方針」（12月5日閣議決定）及び「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（12月18日閣議了解）も踏まえ、令和2年度政府予算案（概算）（12月20日閣議決定）を取りまとめた。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

講習会開催計画表

1. 講習会開催計画表は、都道府県協会からの報告に基づき作成したものです。
2. 講習会の確認及び細部計画は、各協会にお問い合わせ下さい。

2月講習会予定

| 保安手帳所持者（産火） 保安教育講習 | | |
|-----------------------|----|------|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 北海道 | 3 | 稚内市 |
| 栃木 | 5 | 宇都宮市 |
| 大阪 | 7 | 大阪市 |
| 北海道 | 13 | 浦河町 |
| 福井 | 14 | 福井市 |
| 北海道 | 21 | 網走市 |
| 北海道 | 21 | 釧路市 |
| 栃木 | 21 | 宇都宮市 |
| 北海道 | 25 | 帯広市 |
| 北海道 | 27 | 根室市 |

| 従事者手帳所持者 保安教育講習 | | |
|--------------------|----|-----|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 北海道 | 3 | 稚内市 |
| 大阪 | 7 | 大阪市 |
| 北海道 | 13 | 浦河町 |
| 福井 | 14 | 福井市 |
| 北海道 | 21 | 釧路市 |
| 北海道 | 21 | 網走市 |
| 北海道 | 27 | 根室市 |

| 保安手帳所持者（総合） 保安教育講習 | | |
|-----------------------|----|-----|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 岡山 | 20 | 岡山市 |

| 再教育講習 | | |
|-------|----|-----|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 広島 | 5 | 広島市 |
| 大阪 | 7 | 大阪市 |
| 埼玉 | 13 | 熊谷市 |
| 福井 | 14 | 福井市 |
| 岡山 | 20 | 岡山市 |

| 保安手帳所持者（煙火） 保安教育講習 | | |
|-----------------------|----|------|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 栃木 | 16 | 宇都宮市 |
| 福岡 | 18 | 福岡市 |

| 建設用びょう打ち銃講習 | | |
|-------------|----|-----|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 富山 | 26 | 富山市 |

● 令和元年火薬類関係事故について（12月31日までに報告のあったもの）
総括表（取扱・種類別一覧表）

| 取扱 | 項目 | 事故件数 | | 死亡者数 | | 負傷者数 | |
|-------|-------|------|----|------|---|---------|------|
| | | 件数 | 計 | 人数 | 計 | 人数(重-軽) | 計 |
| 製造中 | 産業火薬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0-0 | 0-0 |
| | 煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| | がん具煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| 消費中 | 産業火薬 | 4 | 55 | 0 | 0 | 1-1 | 2-19 |
| | 煙火 | 37 | | 0 | | 1-10 | |
| | がん具煙火 | 14 | | 0 | | 0-8 | |
| 運搬中 | 産業火薬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0-0 | 0-0 |
| | 煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| | がん具煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| 貯蔵中 | 産業火薬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0-0 | 0-0 |
| | 煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| | がん具煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| がんろう中 | 産業火薬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0-0 | 0-0 |
| | 煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| | がん具煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| その他事故 | 産業火薬 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0-0 | 0-2 |
| | 煙火 | 3 | | 0 | | 0-2 | |
| | がん具煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| 合計 | 産業火薬 | 4 | 58 | 0 | 0 | 1-1 | 2-21 |
| | 煙火 | 40 | | 0 | | 1-12 | |
| | がん具煙火 | 14 | | 0 | | 0-8 | |

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。